

新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱

制定 平成 23 年 10 月 27 日

23 新都地第 1645 号

最終改正 令和 7 年 3 月 31 日

6 新都防第 1498 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 補助金（第 3 条―第 8 条）

第 3 章 交付手続（第 9 条―第 18 条）

第 4 章 雑則（第 19 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、新宿区（以下「区」という。）における特定緊急輸送道路沿道建築物の補強設計、耐震改修工事、段階的耐震改修工事、除却及び建替えに係る費用の補助を行い、耐震化を支援することにより、地震発生時における建築物の倒壊による道路の閉塞を防止し、並びに広域的な避難路及び輸送路を確保し、もって地震に強い安全・安心なまちづくりに資することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、次に定めるものを除くほか、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）で定める用語の例による。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿をいう（店舗等の用途を兼ねるものにあつては、店舗等の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の 2 分の 1 未満であるものに限る。）。
- (2) マンション 共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が 1,000 平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が 3 以上のものをいう。
- (3) 建築物 第 1 号に掲げる住宅以外の建築物をいう。
- (4) 一の建築物 構造上の棟単位（建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法で接している場合は、それぞれ当該部分）をいう。
- (5) 特定緊急輸送道路 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成 23 年東京都条例第 36 号。以下「耐震化推進条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する特定緊急輸送道路をいう。

- (6) 特定緊急輸送道路沿道建築物 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例施行規則（平成 23 年東京都規則第 22 号）第 2 条の規定により算定したいずれかの部分の高さが同規則第 3 条に規定する高さを超える建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものに限る。）であって、その敷地が特定緊急輸送道路に接するものをいう。
- (7) 耐震化指針 耐震化推進条例第 6 条第 1 項に規定する耐震化指針をいう。
- (8) 耐震診断 耐震化指針又は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月 25 日付国土交通省告示第 184 号）に定める方法により地震に対する安全性を評価することをいう。
- (9) 補強設計 耐震診断に基づき行う建築物の改修工事の設計をいう。ただし、補強設計の実施にあたり再調査した耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が 0.6 相当以上に向上した場合の耐震診断を含む。
- (10) 耐震改修工事 補強設計に基づき地震に対する安全性の向上を目的として行う I_s （構造耐震指標）の値を 0.6 相当以上に向上させる改修工事をいう。
- (11) 段階的耐震改修工事 令和 10 年 3 月 31 日までに前号の耐震改修工事を完了する計画の一部を実施する工事で、 I_s （構造耐震指標）の値が 0.6 未満相当の部分については、工事着手前の耐震診断における値以上となるものをいう。
- (12) 除却 建築物の除却（建築物の一部の除却を除く。）を行うことをいう。
- (13) 建替え 建築物の除却（建築物の一部の除却を除く。）を行い、かつ、当該建築物の除却後の敷地を含む敷地において新築工事を行うことをいう。
- (14) 占有者 補助対象建築物の所有者（区分所有者を含む。以下この号、次号及び第 7 条第 3 項において同じ。）との間における賃貸借契約（交付申請日より 1 年以上前に締結され、かつ、交付申請日の 1 年前の翌日以後に当該契約の契約期間が終了するものであって、当該契約期間が 1 年以上であるもの又は交付申請日より 1 年以上前に締結された契約期間が 1 年以上のものであって、交付申請日から 1 年前の日以後に耐震改修工事、段階的耐震改修工事、除却及び建て替えによる退去のため契約期間が変更されたことにより、当該契約期間が 1 年未満となるものに限る。次号において同じ。）に基づき、当該建築物を占有する者（所有者と生計を一にしている者を除く。）をいう。
- (15) 賃料 補助対象建築物の所有者と占有者との間における賃貸借契約で定められた月額賃料で、共益費・管理費等を除いたものをいう。

第 2 章 補助金

（補助金の交付）

第 3 条 区長は、第 1 条に規定する目的を達成するため、新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付に関しては、新宿区補助金等交付規則（昭和 45 年新宿区規則第 7 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象事業（以下、「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 補強設計
- (2) 耐震改修工事
- (3) 段階的耐震改修工事
- (4) 除却
- (5) 建替え

2 前項各号の補助対象事業は、いずれも令和8年3月31日までに、事業に着手するものに限る。

(補助対象者)

第5条 補助金の対象者（以下この章において「補助対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 次条に規定する補助対象建築物の全部又は一部を所有する権利を有する者（以下「所有者」という。）で前条に規定する補助対象事業を行うもの
- (2) 次条に規定する補助対象建築物が区分所有法第2条第1項に規定する区分所有権の目的たる建築物である場合にあっては、補助対象事業を行うことについて、当該建築物の管理組合の総会の決議によって選任された者又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者

2 前項のほか、耐震改修工事、段階的耐震改修工事、除却及び建替えにあっては、補助対象者（同項第2号に該当する者を除く。）が個人である場合、区市町村民税を滞納していないことを、補助対象者の条件とする。

(補助対象建築物)

第6条 補助金の対象建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、区の区域内に存する民間の建築物のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の特定緊急輸送道路沿道建築物で、補助対象事業について他の補助金等の交付を受けないものであり、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める条件を満たすものとする。

(1) 補強設計 次に掲げる条件

ア 耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が0.6未満相当であること若しくは倒壊の危険性があると判断されたものであること。

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項に掲げる者が行うものであり、区長が別に定める指定機関の評定を受けるものであること。

(2) 耐震改修工事及び段階的耐震改修工事 次に掲げる条件

ア 耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が0.6未満相当であること若しくは倒壊の危険性があると判断されたものであること。

イ 区長が別に定める指定機関の評定を受けた補強設計（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項に掲げる者が行ったもの）に従って工事を行うもの

のであること（区長が別に定める取扱要領に適合するものに限る。）。

ウ 東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱（平成 28 年 4 月 1 日付 27 都市建企第 1203 号）第 3 条の規定に基づく耐震化工事中掲示物が当該耐震改修工事及び段階的耐震改修工事中の現場に掲示されること（ただし、工事の安全上、環境上、日程上などの状況により掲示が容易でない場合はこの限りでない。）。

(3) 除却 次に掲げる条件

ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会、一般社団法人日本建築構造技術者協会若しくは特定非営利活動法人耐震総合安全機構により確認を受けた耐震診断又は、区長が別に定める指定機関の評定を受けた耐震診断のいずれかの結果、I s（構造耐震指標）の値が 0.6 未満相当であること若しくは倒壊の危険性があると判断されたものであること。

イ 耐震改修工事及び段階的耐震改修工事を補助対象事業として、この要綱に基づき補助金を受けていないこと。

ウ 東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱（平成 28 年 4 月 1 日付 27 都市建企第 1203 号）第 3 条の規定に基づく耐震化工事中掲示物が当該除却の工事中の現場に掲示されること（ただし、工事の安全上、環境上、日程上などの状況により掲示が容易でない場合はこの限りでない。）。

(4) 建替え 次に掲げる条件

ア 前号アに掲げる条件を満たすこと。

イ 耐震改修工事、段階的耐震改修工事及び除却を補助対象事業として、この要綱に基づき補助金を受けていないこと。

ウ 東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱（平成 28 年 4 月 1 日付 27 都市建企第 1203 号）第 3 条の規定に基づく耐震化工事中掲示物が当該建替え工事中の現場に掲示されること（ただし、工事の安全上、環境上、日程上などの状況により掲示が容易でない場合はこの限りでない。）。

（補助金の額）

第 7 条 補助金の額は、予算の範囲内において、次のとおりとする。

補助対象事業	補助対象事業費	補助金の額
補強設計	次の1及び2いずれか低い額 1 実際に補助対象事業に要する額 2 面積に応じて(イ)から(ハ)を合算した額 (イ) 延べ面積1,000平方メートル以内の部分 5,000円に延べ面積のうち1,000平方メートル以内の面積を乗じた額 (ロ) 延べ面積1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分 3,500円に延べ面積のうち1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分の面積を乗じた額 (ハ) 延べ面積2,000平方メートルを超える部分 2,000円に延べ面積のうち2,000平方メートルを超える部分の面積を乗じた額	次の(1)(2)(3)のいずれかに該当する額に(4)を合算した額 (1) 補助対象事業費が3,000,000円以下の補助対象建築物は、補助対象事業費の6分の5以内の額 (2) 補助対象事業費が3,000,000円を超え6,000,000円以下の補助対象建築物は、補助対象事業費の2分の1以内の額に1,000,000円を加えた額 (3) 補助対象事業費が6,000,000円を超える補助対象建築物は、補助対象事業費の3分の1以内の額に2,000,000円を加えた額 (4) 補助対象事業費の他、実際に補助対象事業に要する費用を合算した額に次式により算出した補助率(6分の1を上回る場合は、6分の1)を乗じた額以内の額 補助率 = $A/4$ A : (1)(2)(3)のいずれかに該当する額を、実際に補助対象事業に要する費用で除した値

補助対象事業	補助対象事業費	補助金の額
耐震改修工事 段階的耐震改修工事	次の1及び2いずれか低い額 1 実際に補助対象事業に要する額 2 次に定める1平方メートル当たりの単価に延べ面積を乗じた額。 (イ) 耐震診断の結果、Is 値が0.3未満相当の建築物 62,700 円 (ロ) (イ) 以外の建築物 57,000 円 (ハ) 耐震診断の結果、Is 値が0.3未満相当のマンション 56,900 円 (二) (ハ) 以外のマンション 51,700 円 (ホ) 住宅（マンションを除く。以下同じ。） 39,900 円 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、マンションにおいては86,400 円、マンション以外においては93,300 円(住宅を除く。) 1 棟当たりの上限額は次のとおりとする。 (イ) 耐震診断の結果、Is 値が0.3未満相当の建築物 627,000,000 円 (ロ) (イ) 以外の建築物 570,000,000 円 (ハ) 耐震診断の結果、Is 値が0.3未満相当のマンション 569,000,000 円 (二) (ハ) 以外のマンション 517,000,000 円 (ホ) 住宅 399,000,000 円 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、マンションにおいては864,000,000 円、マンション以外においては933,000,000 円（住宅を除く。)	次の(1)及び(2)を合算した額 (1) 補助対象事業費（5,000 平方メートル以内の部分）×6 分の5 以内の額＋補助対象事業費（5,000 平方メートルを超える部分）×6 分の1 以内の額 (2) 補助対象事業費に次式により算出した補助率（15 分の1 を上回る場合は、15 分の1）を乗じた額以内の額 補助率＝A/10 A：(1)の額を補助対象事業費で除した値

補助対象事業	補助対象事業費	補助金の額
除却	次の 1 及び 2 いずれか低い額 1 実際に補助対象事業に要する額 2 次に定める 1 平方メートル当たりの単価に延べ面積を乗じた額。 (イ) 建築物 57,000 円 (ロ) マンション 51,700 円 (ハ) 住宅 39,900 円 1 棟当たりの上限額は次のとおりとする。 (イ) 建築物 570,000,000 円 (ロ) マンション 517,000,000 円 (ハ) 住宅 399,000,000 円 ただし、耐震改修に要する費用相当額以内とする。	次の(1)及び(2)を合算した額 (1) 補助対象事業費の 2 分の 1 以内の額 ただし、延べ面積が 5,000 平方メートルを超える部分にあっては、補助対象事業費の 6 分の 1 以内の額 (2) 補助対象事業費に次式により算出した補助率(15 分の 1 を上回る場合は 15 分の 1)を乗じた額以内の額 補助率 = $A/10$ A : (1)の額を補助対象事業費で除した値

補助対象事業	補助対象事業費	補助金の額
建替え	次の 1 及び 2 いずれか低い額 1 実際に補助対象事業に要する額 2 次に定める 1 平方メートル当たりの単価に延べ面積を乗じた額。 (イ) 建築物 57,000 円 (ロ) マンション 51,700 円 (ハ) 住宅 39,900 円 1 棟当たりの上限額は次のとおりとする。 (イ) 建築物 570,000,000 円 (ロ) マンション 517,000,000 円 (ハ) 住宅 399,000,000 円 ただし、耐震改修に要する費用相当額以内とする。	次の(1)及び(2)を合算した額 (1) 補助対象事業費の 2 分の 1 以内の額 ただし、延べ面積が 5,000 平方メートルを超える部分にあっては、補助対象事業費の 6 分の 1 以内の額 (2) 補助対象事業費に次式により算出した補助率(15 分の 1 を上回る場合は 15 分の 1)を乗じた額以内の額 補助率 = $A/10$ A : (1)の額を補助対象事業費で除した値

備考

- 1 補助対象事業費の算出に当たっては、消費税相当分を含まないものとする。
 - 2 補助対象事業費及び補助金の算出は、建築物を単位として行うものとする。ただし、建築物ごとに申請することが現実的でない等、特段の理由がある場合は一の建築物を単位として行うことができる。
 - 3 補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - 4 この表における補助金の額には、次項及び第 3 項の規定による加算額を含めないものとする。
 - 5 1 棟あたりの補助対象事業費は、補助対象事業の種別及び回数にかかわらず、表中の上限額を限度とする。
- 2 耐震診断の結果 I_s (構造耐震指標) の値が 0.3 未満相当である補助対象建築物 (東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業補助金交付要綱 (平成 25 年 3 月 22 日付け 24 都市建企第 1218 号。) 第 5 条第 3 号に定める加算の適用を受ける場合に限る。) について耐震改修工事又は段階的耐震改修工事を実施する場合は、次の表に定める範囲で前項の表に定める額に加算することができる。ただし、加算額は、耐震改修工事又は段階的耐震改修工事に係る補助金の額全体 3 分の 1 を限度とし、前項の表で耐震改修工事又は段階的耐震改修工事に係る補助対象事業費に対する補助金の額の割合を次の表で加算の基礎となる額に対して区が加算する額の割合が超えない範囲とする。

補助対象事業	加算の基礎となる額	加算額
耐震改修工事 段階的耐震改修工事	次に定める 1 平方メートル当たりの単価に延べ面積を乗じた額。 実際の工事費の面積当たりの単価と 85,500 円（マンションにあつては、77,550 円、住宅にあつては 59,850 円）を比較していずれか低い額から 62,700 円（マンションにあつては 56,900 円、住宅にあつては 39,900 円）を引いた額 ただし、第 1 項の表の補助対象事業に要する費用の補助対象事業費と合わせて 855,000,000 円以内（マンションにあつては 775,500,000 円以内、住宅にあつては 598,500,000 円以内）の額とする。	加算の基礎となる額の 30 分の 17 以内の額 ただし、延べ面積が 5,000 平方メートルを超える部分にあつては、加算の基礎となる額の 60 分の 23 以内の額

備考

- 1 加算の基礎となる額の算出に当たっては、消費税相当分を含まないものとする。
 - 2 加算の基礎となる額及び加算金の算出は、建築物を単位として行うものとする。ただし、建築物ごとに申請することが現実的でない等、特段の理由がある場合は一の建築物を単位として行うことができる。
 - 3 加算額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
 - 4 免震工法等を含む特殊な工法により面積当たりの単価に 93,300 円/㎡（マンションにあつては 86,400 円/㎡）を採用した場合、又は耐震改修に要する費用（実際の工事費）の面積当たりの単価が 62,700 円/㎡（マンションにあつては 56,900 円/㎡）に満たない場合は、この表による加算をすることができない。
 - 5 1 棟あたりの加算の基礎となる額は、補助対象事業の種別及び回数にかかわらず、表中に記載の額を限度とする。
- 3 占有者が存する補助対象建築物について耐震改修工事、段階的耐震改修工事、除却及び建替えを実施する場合は、東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業補助金交付要綱（平成 25 年 3 月 22 日付け 24 都市建企第 1218 号）第 5 条第 5 号に定める加算の適用を受ける場合に限り、次の表に定める範囲で第 1 項及び第 2 項の表に定める額に加算することができる。ただし、加算額は、第 1 項の表に定める補助対象事業に係る補助対象事業費の 15 分の 1 を限度とする。

補助対象事業	加算の基礎となる額	加算額
耐震改修工事 段階的耐震改修工事 除却 建替え	イ 賃貸住宅の場合 150,000 円に戸数を乗じた額 ロ 住宅以外の用途の賃貸借の場合 (イ) 占有面積が 100 m ² 未満の場合 450,000 円に件数を乗じた額 (ロ) 占有面積が 100 m ² 以上 200 m ² 未満の場合 900,000 円に件数を乗じた額 (ハ) 占有面積が 200 m ² 以上 500 m ² 未満の場合 1,800,000 円に件数を乗じた額 (ニ) 占有面積が 500 m ² 以上の場合 4,500,000 円に件数を乗じた額	加算の基礎となる額以内かつ補助対象建築物の所有者と占有者間の賃貸借契約における 2 ヶ月分の賃料の 10 分の 9 (除却及び建替えにあつては 5 分の 2) 以内の額

備考

1 加算の基礎となる額及び加算金の算出は、建築物を単位として行うものとする。ただし、建築物ごとに申請することが現実的でない等、特段の理由がある場合は一の建築物を単位として行うことができる。

2 加算額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(適用除外)

第 8 条 新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱 (21 新都地第 2051 号) 第 2 章第 3 節に規定する非木造建築物補助金 (同要綱附則第 2 項の規定による廃止前の要綱に基づくこれに相当するものを含む。) 又は補助金の交付を受けて補助対象事業を行った建築物については、同一の又は同一と認められる補助対象事業について、補助金の対象としない。

第 3 章 交付手続

(全体設計の承認)

第 9 条 補助対象事業が複数年度にわたる場合は、初年度における次条の申請の前に、当該補助対象事業に係る事業費の総額、完了予定時期等について、建築物ごとに、新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金全体設計承認申請書 (第 1 号様式) を区長に提出するものとする。ただし、建築物ごとに申請することが現実的でない等、特段の理由がある場合は一の建築物を単位として申請できるものとする。

2 区長は、前項の規定による提出を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じ現地調査等を行い、これを適当と認めたときは、新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金全体設計承認書 (第 2 号様式) により、当該提出を行った者に通知するものとする。

3 前 2 項の規定は、前項の規定により承認を受けた全体設計の内容のうち当該補助対象

に係る事業費の総額（全体設計額）を変更する場合について準用する。

（補助金の交付申請）

第 10 条 補助金の交付を受けようとするときは、建築物ごとに、新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付申請書（第 3 号様式）に必要な書類を添付して、区長に申請するものとする。ただし、建築物ごとに申請することが現実的でない等、特段の理由がある場合は一の建築物を単位として申請できるものとする。

（補助金の交付決定等）

第 11 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じ現地調査等を行い、補助金を交付すること又は交付しないことを決定する。

2 区長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付決定通知書（第 4 号様式）により、補助金を交付しないことを決定したときは新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金不交付決定通知書（第 5 号様式）により、当該申請を行った者に対し、通知するものとする。

3 第 1 項の規定による補助金を交付することの決定（以下「交付決定」という。）には、必要に応じ、条件を付することができる。

（交付決定の変更）

第 12 条 交付決定の内容の変更（補助金の額に変更を生じるものに限る。）をしようとするときは、新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付変更申請書（第 6 号様式）に必要な書類を添付して、区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じ現地調査等を行い、これを適当と認めたときは、新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付変更決定通知書（第 7 号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 前項の規定による承認には、必要に応じ、条件を付することができる。

4 交付決定の内容について次に掲げる事項の変更（補助金の額に変更を生じるものを除く。）をしようとするときは、軽微な変更届（第 8 号様式）に必要な書類を添付して、区長に届け出るものとする。

（1） 第 5 条第 1 項に規定する補助対象者の代表者

（2） 補助対象事業の事業費

（3） 対象建築物の面積、配置等

（4） 耐震改修工事の位置、形状又は仕上げ（ただし、変更後の I_s の値が 0.6 相当以上であるものに限る。）

（5） 段階的耐震改修工事の位置、形状又は仕上げ（ただし、変更後の I_s の値が申請時の値以上となるものに限る。）

（6） 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの

（補助対象事業の中止等）

第 13 条 交付決定を受けた補助対象事業を中止し、若しくはこれを再開し、又は廃止しようとするときは、新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金中止（再開）・廃止届（第 9 号様式）に必要な書類を添付して、区長に届け出るものとする。

（状況報告）

第 14 条 区長は、補助対象事業の適正な執行を図るため、交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）に対し、必要に応じて、その執行状況に関する報告を求め、現地調査等を行うことができる。

（完了実績報告）

第 15 条 交付決定を受けた補助対象事業が完了したときまたは補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金完了実績報告書（第 10 号様式）に必要な書類を添付して、区長に届け出るものとする。第 13 条の規定により中止の届出があった場合も、同様とする。

（補助金の額の確定等）

第 16 条 区長は、前条の規定による届出を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じ現地調査等を行い、これを適当と認めたときは、交付すべき額を確定し、新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金額確定通知書（第 11 号様式）により、当該届出を行った者に通知するものとする。

2 補助金の交付の請求は、前項の規定による通知を受けた後に、新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金請求書（第 12 号様式）を区長に提出することにより行うものとする。

3 区長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 17 条 区長は、次の各号に掲げるいずれかの場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第 13 条の規定により交付決定を受けた補助対象事業の廃止の届出を受けたとき。

(2) 補助対象者が偽りその他の不正な手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) その他区長の指示に従わないとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定の取消しを行ったときは、当該交付決定を取り消された者に対し、新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付決定取消通知書（第 13 号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 18 条 区長は、前条第 1 項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が交付されているときは、当該交付されている補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還を求めることができる。

第4章 雑則

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則（平成23年10月27日23新都地第1645号）

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日23新都地第2946号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日24新都地第2786号）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正前の第5条第1項第2号に該当する者がこの要綱の施行の日前に新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱第9条第2項の規定による全体設計の承認を受けている場合にあっては、当該者を改正後の第5条第1項に規定する補助対象者として改正後の要綱を適用する。

附 則（平成25年10月28日25新都地第1576号）

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日25新都地第2673号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月28日26新都地第1392号）

この要綱は、平成26年11月6日から施行する。

附 則（平成27年4月1日27新都地第80号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日28新防地第81号）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成29年3月31日28新都防第2158号）

1 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前に第9条の規定により、全体設計の承認をうけ、耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え又は除却に係る契約を締結している建築物に係る事業については、全体設計の承認時の要綱を適用する。

附 則（平成30年3月30日29新都防第2225号）

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則（平成31年3月29日30新都防第8945号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 1 日 31 新都防第 5205 号）

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 2 新都防第 6793 号）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱第 9 条の規定により全体設計の承認を受けている建築物のうち、第 15 条の規定による届出がされていない年度については、この要綱による改正後の新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第 9 条第 3 項の規定による申請をする場合に限り、改正後の要綱第 7 条の規定を適用するものとする。

附 則（令和 2 年 9 月 17 日 2 新都防第 487 号）

- 1 この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 2 新都防第 1616 号）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和 3 年 7 月 28 日 3 新都防第 406 号）

- 1 この要綱は、令和 3 年 8 月 2 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱第 9 条の規定により、全体設計の承認を受け、補強設計、耐震改修、建替え又は除却に係る契約を締結している建築物に係る事業については、全体設計の承認時の要綱を適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日 3 新都防第 1439 号）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱第 9 条の規定により、全体設計の承認を受け、補強設計、耐震改修、建替え又は除却に係る契約を締結している建築物に係る事業については、全体設計の承認時の要綱を適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存す

るものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和 4 年 5 月 27 日 4 新都防第 203 号）

- 1 この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱第 9 条の規定により、全体設計の承認を受け、補強設計、耐震改修、建替え又は除却に係る契約を締結している建築物に係る事業については、全体設計の承認時の要綱を適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日 4 新都防第 1496 号）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱第 9 条の規定により、全体設計の承認を受け、補強設計、耐震改修、建替え又は除却に係る契約を締結している建築物に係る事業については、全体設計の承認時の要綱を適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日 5 新都防第 1511 号）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱第 9 条の規定により、全体設計の承認を受け、補強設計、耐震改修、建替え又は除却に係る契約を締結している建築物に係る事業については、全体設計の承認時の要綱を適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日 6 新都防第 1498 号）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱第 9 条の規定により、全体設計の承認を受け、補強設計、耐震改修、建替え又は除却に係る契約を締結している建築物に係る事業については、全体設計の承認時の要綱を適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。